

一般社団法人日本医療薬学会地域薬学ケア専門薬剤師認定制度規程細則

第1章 地域薬学ケア専門薬剤師認定資格

(資格の補則)

第1条 一般社団法人日本医療薬学会地域薬学ケア専門薬剤師認定制度規程（以下、認定制度規程と略記）の第4条の2については、以下のとおり取り扱うこととする。

- 2 要件（2）については、薬局での実務経験が1年以上あり、申請時に薬局に勤務していること
- 3 要件（5）の「5年以上の研修歴」の証明については、次の2つの証明書を提出すること。
 - （1）「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（連携施設）」の管理薬剤師による、申請者の「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（連携施設）」への在籍証明書。
 - （2）「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（基幹施設）」に在籍する「薬物療法指導薬剤師」、「がん指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」あるいは「地域薬学ケア指導薬剤師」による研修修了証明書（申請時点において研修期間が5年に満たない場合、不足する期間が3か月未満の場合は、研修修了見込みでよいものとする）。但し、「薬物療法指導薬剤師」、「がん指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」あるいは「地域薬学ケア指導薬剤師」が「地域薬学ケア専門薬剤師」の認定申請を行う場合、自らが研修修了を証明することはできない。
- 4 要件（5）において、複数の「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（連携施設）」に在籍して研修を履修した場合は、それぞれの在籍期間ならびに研修期間を合算することができる。ただし、同時期に複数の連携施設に在籍した場合、主たる1施設における研修期間のみを申請対象とすることができる。
- 5 要件（5）において、「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（基幹施設）」におけるカンファレンスに参加困難な場合は、基幹施設以外のがん専門薬剤師研修施設、国が指定したがん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院（高度型）、地域がん診療連携拠点病院）、地域がん診療病院、特定領域がん診療連携拠点病院でのカンファレンス参加を実績として報告することができる。
- 6 要件（6）のクレジットは「別表1」に定める。
- 7 要件（7）及び（8）は、出席証明書、参加証のコピーを提出すること。
- 8 要件（9）の自ら実施した5年の薬学的管理を行った症例報告は、下記の要件を満たすこと。副領域を標榜する場合には、副領域の症例を上記の50症例とは別に20症例提出すること。なお、領域の分類は「別表2」の通り。
 - （1）症例報告は、申請時から遡って過去5年に実施した「患者に対して一定期間継続して関わった、薬物治療に関する薬学的介入、薬学的ケア、あるいは自己治療や公衆衛生に関する相談事例など」であって、保険請求の有無を問わない。
 - （2）1領域につき、5症例以上の指導の要約を含めること。
- 9 要件（10）は、学会発表の要旨または論文のコピーを提出すること。
- 10 要件（11）の専門薬剤師認定試験の受験は、日本薬剤師研修センター主催薬剤師生涯学習

達成度確認試験の合格者は、生涯学習達成度確認試験の合格証書のコピーの提出をもって免除することができる。

第2条 認定制度規程の第17条については、以下のとおり取り扱うこととする。

2 認定要件を満たせず更新が認められなかった者は、「地域薬学ケア専門薬剤師」を標榜できないが、翌年度に限り認定の更新を申請することができる。

(申請・認定試験)

第3条 「地域薬学ケア専門薬剤師」の認定を申請する者は、申請書類と共に認定制度規程の第4条の2の(1)から(10)に係る申請資格を証明する書類を添えて申請すること。

第2章 地域薬学ケア指導薬剤師認定資格

(資格の補則)

第4条 認定制度規程の第5条の2は、以下のとおり取り扱うこととする。

2 要件(2)のクレジットは「別表1」に定める。

(申請)

第5条 「地域薬学ケア指導薬剤師」の認定を申請する者は、申請書類と共に認定制度規程の第5条の2(1)から(6)、及び第5条の3(1)に係る申請資格を証明する書類を添えて申請すること。

第3章 地域薬学ケア専門薬剤師研修施設認定資格

(資格の補則)

第6条 認定制度規程の第6条の2は、以下のとおり取り扱うこととする。

2 要件(2)については、「別表2」のうち、4領域以上の疾患患者に対する入院及び外来診療体制を有していること。

3 要件(9)については、薬物血中濃度の測定結果に基づいた処方設計・提案を実施していること(測定することは、当該要件には含まない)。

第7条 認定制度規程の第6条の3は、以下のとおり取り扱うこととする。

2 要件(2)の継続的な指導の目安は、月に3～4回程度以上とし、副領域を標榜する場合には、当該領域の研修を含むこととする。

第8条 認定制度規程の第6条の5は、以下のとおり取り扱うこととする。

2 「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設(連携施設)」で研修を行う者は「連携研修者の研修実施状況報告書」を、研修を受け入れている「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設(連携施設)」は「連携施設における研修実施報告書」を、研修1年ごとにそれぞれ本学会へ提出することとする。

第4章 認定の取り消し

(認定の取り消し)

第9条 認定制度規程の第16条については、以下の通り取り扱うこととする。

- 2 認定制度規程第4条の2(1)に定められた日本国の薬剤師免許を喪失、返上または剥奪されたときは、「地域薬学ケア専門薬剤師」及び「地域薬学ケア指導薬剤師」の資格を喪失する。
- 3 認定制度規程第4条の2(3)に定められた本学会の会員資格に関して、本学会を退会した場合には、退会時点において「地域薬学ケア専門薬剤師」、「地域薬学ケア指導薬剤師」の資格を喪失する。
- 4 認定制度規程第6条の2(1)に定められた薬剤師が退職・異動等により不在となった「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設(基幹施設)」は、認定を取り消すことがある。
- 5 認定制度規程第6条の2(2)について、「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設(基幹施設)」との連携が一定期間ない、もしくは一定期間研修の実績がない「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設(連携施設)」は、認定を取り消すことがある。
- 6 認定制度規程第6条の3(1)に定められた薬剤師が退職・異動等により不在となった「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設(連携施設)」は、認定を取り消すことがある。

第10条 認定制度規程第17条、21条に定める「地域薬学ケア専門薬剤師」、認定制度規程第18条、第19条に定める「地域薬学ケア指導薬剤師」、認定制度規程第20条に定める「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設」の更新申請を行わなかったとき、更新を認められなかったとき、または認定を辞退したときは資格を喪失する。

第5章 費用・手数料等

(連携研修料)

第11条 認定制度規程第24条に定める連携研修料について、以下の通り取り扱うこととする。

- 2 「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設(基幹施設)」と「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設(連携施設)」が連携して研修を行う際には、「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設(連携施設)」は連携研修費として1年ごとに研修生1人あたり72,000円(消費税別)を学会事務局へ支払い、学会手数料を除いた研修生1人あたり1年ごとに60,000円(消費税別)を学会から「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設(基幹施設)」へ支払う。

第6章 地域薬学ケア専門薬剤師等の認定に係る過渡的措置

(過渡的措置期間)

第12条 2020年度～2024年度まで「地域薬学ケア専門薬剤師」の認定申請に限り、次の第13条から第14条までの過渡的措置を講ずる。

(地域薬学ケア専門薬剤師の暫定認定の要件)

第13条 地域薬学ケア専門薬剤師の暫定認定を申請する場合、認定制度規程の第4条の2に係る

要件は以下の通り取り扱うこととする。

- 2 要件（3）については、申請時に本学会会員であれば良い。
- 3 要件（5）については、不要とする。
- 4 要件（6）については、講習会の履修単位数を20単位とする。副領域を標榜する場合には、その領域の集中講義を履修し、その証明書を提出すること。
- 5 要件（9）については、不要とする。
- 6 要件（10）については、学会発表1回（筆頭）または論文報告（筆頭）1報があればよい。副領域を標榜する場合には、副領域の学会発表または論文報告とする。
- 7 要件（11）については、不要とする。
- 8 過渡的措置により認定された地域薬学ケア専門薬剤師の認定期間は5年である。

（暫定認定者の更新）

第14条 地域薬学ケア専門薬剤師の暫定認定者が認定期間後に更新する場合、認定制度規程の第4条の2に係る要件は以下の通り取り扱うこととする。

- 2 要件（5）については、最初の更新時点までに「薬物療法指導薬剤師」、「がん指導薬剤師」あるいは「医療薬学指導薬剤師」による研修修了証明書を提出すること。
- 3 要件（6）については、最初の更新時まで所定の単位を取得していること。
- 4 要件（9）については、最初の更新時まで所定の症例数を提出し、審査を受けること。ただし、5年以上前の症例でも良い。
- 5 要件（10）については、最初の更新時まで要件を満たすこと。
- 6 要件（11）については、最初の更新時まで合格していること。ただし、薬剤師生涯学習達成度確認試験合格者は免除される。
- 7 認定制度規程の第4条の2に定める全ての要件を満たせない場合は、「地域薬学ケア専門薬剤師」の更新、「地域薬学ケア指導薬剤師」の申請はできない。副領域を標榜する場合、上記に加えて認定制度規程第7条に定める全ての要件を満たせない場合は、「地域薬学ケア専門薬剤師」の更新、「地域薬学ケア指導薬剤師」の申請はできない。

第7章 規程細則の変更

（規程細則の改廃）

第15条 本規程細則の改廃は、理事会において行う。

附則 本規程細則は2020年5月11日から施行する。

2020年1月1日 制定

2020年5月11日 改正

「別表1」

【講習会・集合研修、学会発表のクレジット】

研修会等の種類		参加	筆頭発表	共同発表
1	日本医療薬学会年会（3日）	10単位	5単位	2単位
2	専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義（2日）	15単位		
3	医療薬学公開シンポジウム（1日）	5単位	5単位	2単位
4	フレッシュャーズ・カンファレンス（1日）	5単位	5単位	2単位
5	医療薬学会が主催・共催するセミナー	1単位/1時間		
6	医療薬学会が認定する他団体のセミナー	1単位/2時間		

※ 主催者より交付された受講証明書（あるいはネームカード）及び研修会のプログラムのコピーを添付すること。

【論文掲載・論文査読のクレジット】

学術論文の種類		筆頭発表	共同発表
1	医療薬学関連の日本語論文（査読あり）	10単位	5単位
2	医療薬学関連の英語論文（査読あり）	20単位	10単位
3	医療薬学誌あるいはJPHCS誌の投稿論文査読（1報につき、不採択であっても対象となる）	0.5単位	

「別表 2」

【領域の分類】

1	精神疾患
2	神経・筋疾患
3	骨・関節疾患
4	免疫疾患
5	心臓・血管系疾患
6	腎・泌尿器疾患
7	産科婦人科疾患
8	呼吸器疾患
9	消化器疾患
1 0	血液及び造血器疾患
1 1	感覚器疾患
1 2	内分泌・代謝疾患
1 3	皮膚疾患
1 4	感染症
1 5	悪性腫瘍
1 6	その他（1 から 1 5 までのいずれにも分類されない疾患、または自己治療や公衆衛生に関する相談事例など）